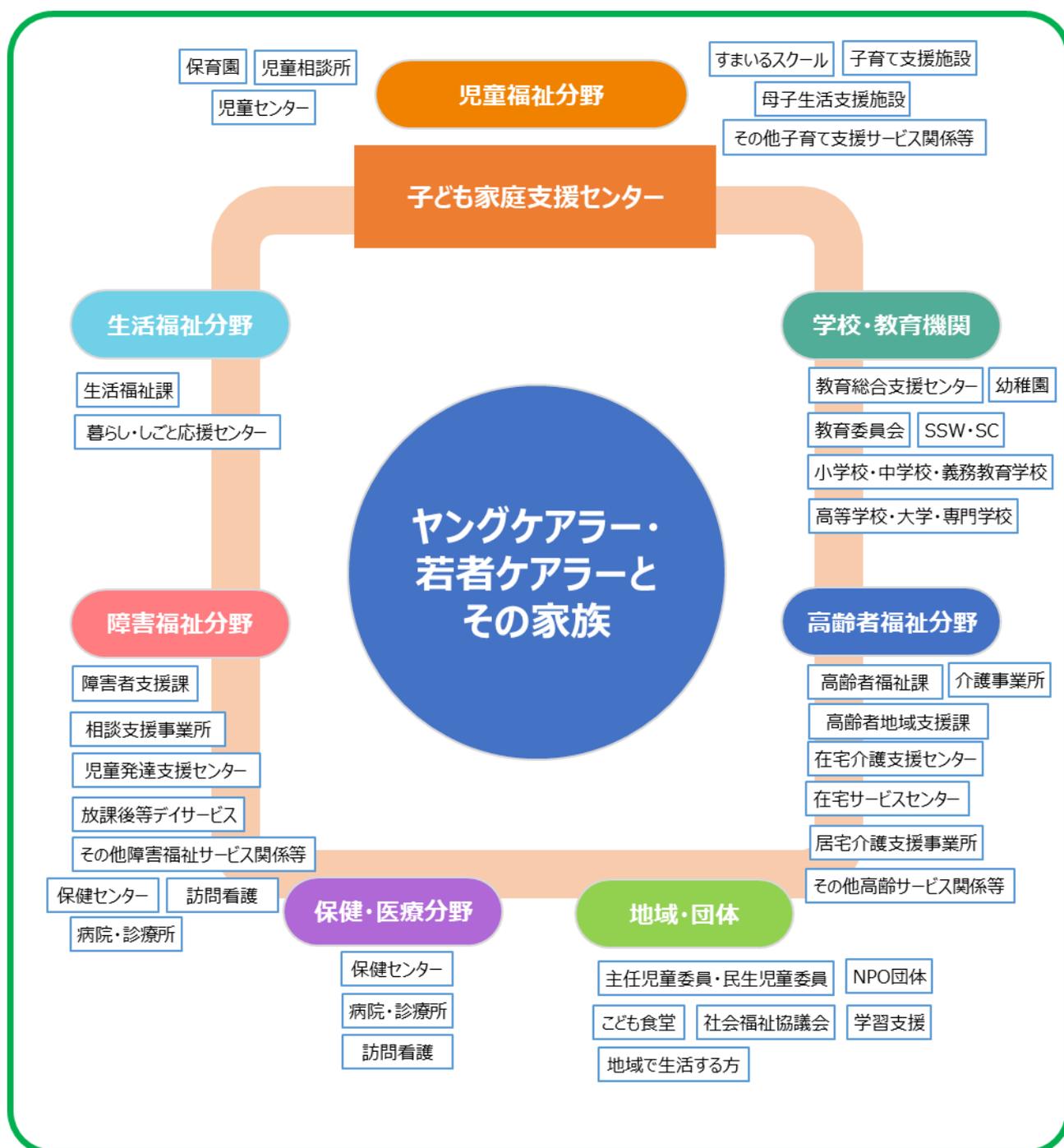


VIII 他機関連携について

1. 関係機関の全体像

ヤングケアラー及び家族が抱える課題や背景は複雑で、望む支援も様々であり、必ずしも一つの機関で課題解決を図るものではありません。家族全体を支えるためには、福祉の各分野、教育、そして地域の支援団体等、多様な関係者が協力して支援する必要があります。

ついでに、区では子ども家庭支援センターを中心に以下の図のとおり、福祉、保健、教育、地域等で連携し支援を行います。



2. 連携における本人同意や個人情報保護の取り扱いについて

ヤングケアラー支援では、関係機関が連携・協働していくことが大切です。連携して支援するためには家庭状況や課題を支援者間で共有する必要があり、個人情報の共有については以下の方法が考えられます。

原則

①本人同意

支援するにあたっては、本人や家庭との信頼関係が大切です。不安や不信感を感じないようにするためにも、丁寧な説明や、本人や家庭の意思を尊重することを伝え、無理なく納得したうえで支援に関する同意を得ることが必要です。なお、ケアラーが18歳未満の場合には、保護者の同意も必要です。

本人同意を目指しても、同意が得られないこともあります。また18歳未満の場合、保護者の同意が難しい場合もあります。そのような場合には、以下の方法で関係機関間の連携が可能です。

例外

②児童福祉法に基づく個人情報の共有

18歳未満のヤングケアラー支援の場合に有効です。支援が必要な要支援児童等と思われる児童を把握した際には、その情報を区に提供するよう努めなければなりません（児童福祉法第二十一条の十の五）。

また、情報提供を受けた区は、家庭やその他からの相談に応じることや、調査及び指導を行う必要があります。

③社会福祉法に基づく個人情報の共有

重層的支援体制整備事業の中にある支援会議は、必要な情報の交換や、地域で日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うこと、情報の提供やその他必要な協力を求めることができます（社会福祉法第百六条）。対象年齢は問いません。また、支援会議は、会議を開催せずとも支援に必要な関係機関同士の連携ができます。

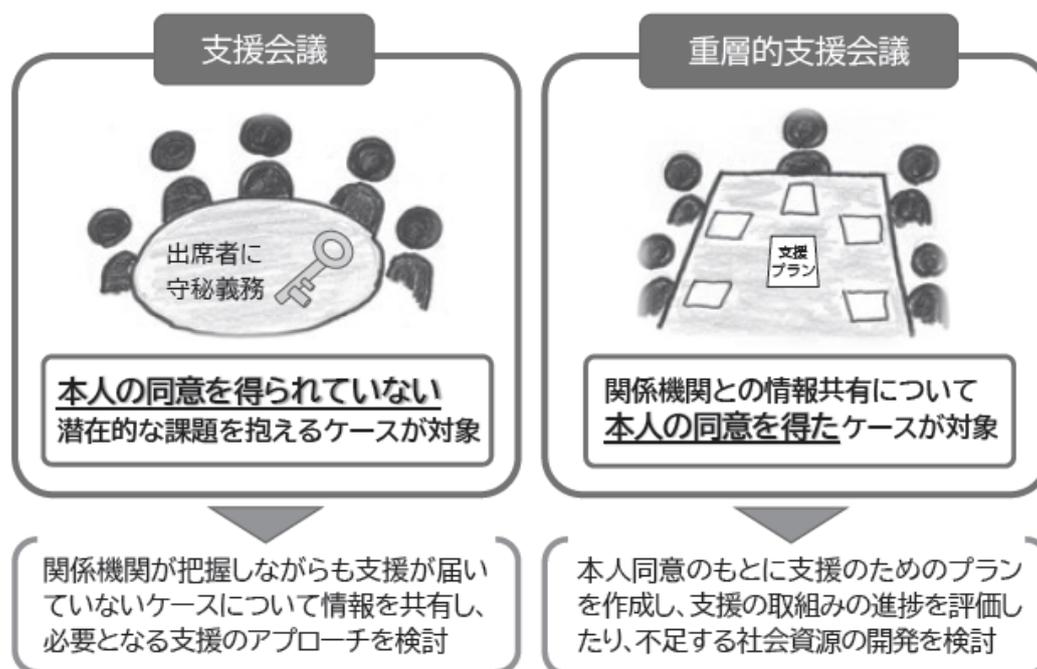
※区では福祉計画課が支援会議の窓口です。

3. 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、令和3年施行の改正社会福祉法第106条の3により市区町村の努力義務となった「多様で複合的な地域生活課題について包括的な支援体制づくり」を実現するための仕組みの一つです。

自分たちだけの支援ではどうすることもできない時に重層的に支援をすることで、関係機関と連携し、それぞれが有する情報の共有化を図り、役割分担を明確にした上で支援することができます。

また、支援対象者のみに限らず、家庭全体の課題に対して支援できることが特徴であり、主に児童福祉法の適用外となる18歳以上のヤングケアラー支援の際に活用します。



引用:重層的支援体制整備事業 実践事例集～実施7区市の区市町村社協の取組みより～